

2013年1月4日 全3頁

中国：2013年1月1日からの配当課税の変更

経済調査部
シニアエコノミスト 齋藤 尚登

[要約]

- 2013年1月1日以降、配当金にかかる個人所得税の計算方法が、株式保有期間に応じたものに変更された。具体的には、保有期間1ヵ月以内は配当金の100%、1ヵ月超～1年以内は同50%、1年超は25%に対して、個人所得税率20%が課税されるようになった。財政部は、「長期投資を奨励し、短期的な投機を抑制することで、中国資本市場の長期的かつ健全な発展に寄与する」としているが、その効果は疑問である。

中国国内株配当金にかかる個人所得税計算方法の変更について

中国の個人所得税法によると、個人が株式会社から受け取る配当金については、20%の個人所得税が課税される。ただし、財政部、国家税務総局は2005年6月13日付けの「配当金にかかる個人所得税に関連する通知」のなかで、個人投資家が上場会社から受け取る配当金について、配当金の50%のみを課税対象とすることを発表し、即日実施した。配当金にかかる個人所得税率は事実上10%に引き下げられたのである。

2013年1月1日以降、配当金にかかる個人所得税の計算方法が、株式保有期間に応じたものに変更された（保有期間は取得日から決済日前日で計算）。具体的には、保有期間1ヵ月以内は配当金の100%、1ヵ月超～1年以内は同50%、1年超は25%に対して、個人所得税率20%が課税されるようになった。事実上、配当金に対する個人所得税率は、保有期間1ヵ月以内は20%、1ヵ月超～1年以内は10%、1年超は5%が適用される。従来との比較では、保有期間1ヵ月以内は実質増税、1ヵ月超～1年以内は変わらず、1年超は実質減税となる。

実務では、保有期間が1年超の場合は、配当金の5%が個人所得税として徴収される（課税対象は配当金の25%で個人所得税率は20%）。1年以内の場合は2段階で個人所得税が徴収される。具体的には、まずは、上場会社が配当金を支払う際に、配当金の5%を代理徴収したうえで個人投資家に支払う。次に、個人投資家が株式を売却した際に、保有期間が1ヵ月以内の場合は配当金の15%に相当する部分¹を、保有期間が1ヵ月超～1年以内の場合は、配当金の5%に

¹ 課税対象は配当金の100%で個人所得税率は20%=配当金の20%、そこから既に代理徴収された配当金の5%分を差し引いた金額

相当する部分²を証券会社等が個人の資金口座から控除して、決済機関に支払う（その後、決済機関は翌月の 5 営業日以内にその金額を上場会社に支払い、最終的には上場会社が法定期間内に税務機関に代理納税）。

財政部は、「個人投資家の株式保有期間が長くなるほど税負担は軽減され、長期投資を奨励し、短期的な投機を抑制することで、中国資本市場の長期的かつ健全な発展に寄与する」としているが、その効果は疑問である。そもそも現状では、株式市場のキャピタルゲイン・キャピタルロスが大きく、中国の投資家には配当の多寡は投資尺度としてあまり注目されていない。また、個人所得税法上、キャピタルゲインには 20%の個人所得税が課されるとしているが、1994 年 6 月に、財政部と国家税務総局が発表した「株式譲渡所得について暫時個人所得税を徴収しないことに関する通知」により、免税措置が取られ、それが現在に至るまで続いている。十分に利が乗れば、配当減税を理由に株式を長期保有するインセンティブは働くまい。

域外（海外）上場申請の条件を緩和

2013 年 1 月 1 日付けで、中国証券監督管理委員会の「株式有限会社による域外での株式発行・上場に関する申請書類および審査手順の監督管理手引きについて」が発効した。同手引きは、中国国内企業の域外（海外）上場の条件を緩和し、手続きを簡素化したことが特徴である。具体的には、従来の数値基準、例えば、純資産額は 4 億元以上、純利益は 6,000 万元以上、資金調達額は 5,000 万米ドル相当以上、といった基準は一切問われなくなった。海外上場を希望する国内企業は、株主総会・取締役会の決議、会社定款、営業許可証、産業監督部門の意見書、国有資産管理部門の承認（国有企業のみ）、納税証明、環境保護に関する書類などを中国証券監督管理委員会に提出し、承認を得た上で、域外の証券監督管理機構や取引所に上場申請を行う。

今回の条件緩和は、特に、中国国内でなかなか上場機会に恵まれない中小企業の海外での資金調達のハードルを下げることを意図している。中国証券監督管理委員会によると、2012 年 12 月 20 日時点で国内の IPO 待ち企業は 837 社に達するが、これを中国国内の株式市場で消化するには何年もかかろう。今回の条件緩和は、中小企業に海外上場による資金調達の道を広げようとしているのである。

株主数 200 人超の非上場会社に法的根拠

中小企業の海外上場以上に、大和総研が注目しているのは、中国国内の店頭市場の発展である。現状では、店頭市場の規模は小さく、売買も低調である。これは、①資金調達の最終手段として、証券取引所への上場を希望するところが多く、店頭市場での株式譲渡による資金調達

² 課税対象は配当金の 50%で個人所得税率は 20%＝配当金の 10%、そこから既に代理徴収された配当金の 5%分を差し引いた金額

に大きなインセンティブはない、②株主数は 200 人以下に限定されていたため、投資家の裾野が広がっていかない、③マーケットメイカー制が導入されていない、などである。

このような状況を改善する動きとして、2013 年 1 月 1 日に発効した「非上場公衆会社監督管理方法」では、株主数 200 人超の非上場会社（店頭登録企業など）に法的な根拠を与えようとしている。「非上場公衆会社監督管理方法」によると、非上場公衆会社とは、①株式が特定の対象に対して発行され、もしくは特定の対象に譲渡された結果、株主が 200 人を超えた会社、②株式が公開方式で社会公衆に譲渡されている会社のいずれかで、かつその株式が証券取引所で取引をされていない株式会社である。「非上場公衆会社監督管理方法」が、株主数が 200 人を超える店頭登録企業に法的根拠を与え、資金調達機能や流動性を高める方針を示したことは、前向きな一歩と評価できよう。資金調達機能は、証券取引所への上場に限られるわけではない。店頭市場における資金調達機能がもっと重視されるべきであり、これが結果的に証券取引所への上場圧力の低下につながる可能性があるだろう。

以上